

(3) 農業共済団体

(農業共済団体の統合)

農業共済団体は農業災害補償制度の実務を担っており、地域で共済事業を行う農業共済組合等と都道府県段階で保険事業を行う農業共済組合連合会で構成され、農業災害補償制度の実施に関する業務を行っています。近年、農業共済団体では、事務の簡素化等による業務の効率化等のため、農業共済組合等と農業共済組合連合会を統合する1県1組合化を推進しています。

農業共済団体の組織数等の推移をみると、農業共済組合連合会、農業共済組合等の数が減少傾向で推移するとともに、職員数も減少傾向にあります(表2-7-3)。

表2-7-3 農業共済団体の組織数等の推移

(単位：組織、人)

	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
農業共済組合連合会	43	42	42	41	38
農業共済組合等	275	258	258	255	235
組合営	204	204	204	201	181
市町村営	71	54	54	54	54
職員数	7,877	7,889	7,769	7,606	7,436

資料：農林水産省調べ

注：平成24(2012)年までは4月1日現在、平成25(2013)年は6月3日現在の数値。

(4) 土地改良区

(土地改良区の合併)

土地改良区は、「土地改良法」に基づき地域の農業者により組織された団体であり、その地域における農業用排水施設の整備や区画整理等の土地改良事業を実施するほか、土地改良施設の維持・管理等を行っています。

土地改良区の地区数等の推移をみると、組織運営の合理化等により、地区数と延べ面積ともに減少傾向で推移しています(表2-7-4)。

今後とも、合併等による組織基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化等により土地改良区の体質強化を図ることが重要となっています。

表2-7-4 土地改良区の地区数等の推移

(単位：地区、万 ha)

	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
地区数	5,255	5,150	5,040	4,943	4,869
延べ面積	273.4	271.4	268.2	265.9	264.3

資料：農林水産省調べ

注：各年度末の数値。